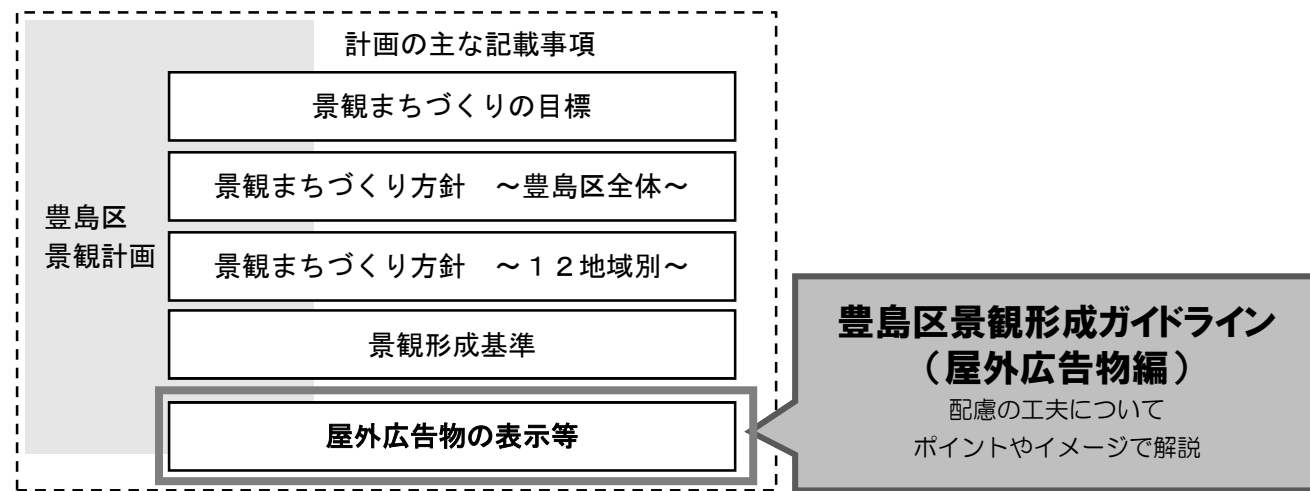


豊島区景観形成ガイドライン（屋外広告物編）の策定について

1. ガイドラインの目的と位置づけ

- 豊島区景観形成ガイドライン（屋外広告物編）は、都市の景観に影響を与える屋外広告物が豊島区の良好な景観と調和するため、豊島区景観計画の「屋外広告物の表示等の制限」に基づき、東京都屋外広告物条例や関係法令の規定による基準に加え、景観に配慮すべき事項を示す。
- 東京都屋外広告物条例の許可申請対象以外の屋外広告物についても地域の景観特性や周囲との調和に配慮すべき事項についても示す。

■本ガイドラインと「豊島区景観計画」との関係



■利用シーンの想定

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の計画を行う際に活用 ・事前協議を行う際の、共通の認識ツールとして活用
豊島区	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議を行う際の、共通の認識ツールとして活用
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議の対象にならない、自家用広告物等の計画をする際の参考資料として活用

2. 作成スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ガイドライン案作成		構成案作成	素案作成	案作成		報告			諮問	完成
会議など		★ 審議会 (7/27)	☆ 部会 (8/16)		☆ 部会	★ 審議会	☆ 部会	☆ 部会	★ 審議会	

3. ガイドラインの構成案

		項目	
はじめに	1. 景観形成ガイドライン 屋外広告物編の位置づけと役割		ガイドラインの役割と豊島区景観計画との関係などを示します。
	2. 対象となる屋外広告物 3. 屋外広告物の掲出にかかる手続き		
基本事項		1. 豊島区が目指す景観まちづくり 2. 屋外広告物の基本的事項	豊島区景観計画に記載されている屋外広告物の表示に関する基本的な考え方を示します。
配慮事項	種類別	1. 種類別の配慮事項 (1) 屋上広告物 (2) 壁面広告物 (3) 地上設置広告物 (4) 突出広告物 (5) 広告旗 (6) バナー広告 (7) 広告幕 (8) はり紙・はり札	屋外広告物の種類別に、配慮のポイント・イメージを記載します。
		2. 色彩計画の配慮事項	屋外広告物で使用する色彩に関する配慮のポイントを示します。
	配慮のポイント別	3. 照明を用いた屋外広告物の配慮事項	屋外広告物で使用する照明に関する配慮のポイントを示します。
		4. 広告物の文字（見やすさ、読みやすさ）	屋外広告物に記載する文字に関する配慮のポイントを示します。
	地域別	5. 地域別の配慮事項 (1) 住居系の地域 (2) その他の地域 (3) 景観形成特別地区 六義園周辺 (4) 景観形成特別地区 池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道	地域ごとの配慮事項を、住居系とその他の地域に分けて示します。豊島区景観計画で屋外広告物に関する配慮事項が示されている地区についてはその配慮事項を示します。
参考	東京都屋外広告物条例の許可基準		